



熊本県公報

第12012号

平成23年5月24日(火)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○道路の供用開始	(道路保全課)	1
○保安林の指定に関する予定	(森林保全課)	1
公 告		
○平成23年度狩猟免許試験並びに狩猟免許有効期間更新に伴う 適性検査及び講習に関する日程等	(自然保護課)	2
○肥料登録有効期間更新	(農業技術課)	4
○熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針の変更	(〃)	4
○平成23年度電算処理業務委託契約に係る相手方等の決定	(情報企画課)	4
○平成23年度電子計算機等の賃貸借に関する契約に係る相手方 等の決定	(〃)	5
○都市計画法による開発行為工事完了	(建築課)	5
登 載 依 頼		
○平成23年度第1回熊本県公立大学法人評価委員会の開催	(熊本県公立大学法人評価委員会)	5

告 示

熊本県告示第552号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成23年5月24日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成23年5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	瀬田熊本線	菊池郡大津町大字外牧字川鶴 178番1地先から 同所 182番1地先まで	150.0	活力基盤改築 (取付道路の設置)

2 供用を開始する期日 平成23年5月24日

熊本県告示第553号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成23年5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町中字立岩955番、957番、9

73番

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

宇立岩955番・973番（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ 他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県宇城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

熊本県公告第264号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第41条、第51条第2項及び第4項の規定により、平成23年度狩猟免許試験並びに狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習を次のとおり実施する。

平成23年5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 受験資格

熊本県内に住所を有する者で、狩猟免許を取得し、又は有効期間を更新しようとする者。ただし、次の各号に掲げる事項に該当する者を除く。

(1) 20歳に満たない者

(2) 精神障害又は発作による意識障害をもたらし、狩猟を適正に行うことに支障を及ぼすおそれがある病気として環境省令により定められた次の病気にかかっている者

ア 統合失調症

イ そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）

ウ てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）

エ アからウまでに掲げるもののほか、自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気

(3) 麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

(4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（(1)から(3)までに該当する者を除く。）

(5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けたことがなくなった日から3年を経過しない者

(6) 法第52条第2項第1号の規定に該当するとして狩猟免許を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

2 試験等の内容

(1) 狩猟免許試験の内容

ア 狩猟に関する知識試験

イ 択一式の筆記試験により、法及び法施行令並びに獣具・鳥獣及び鳥獣の保護管理に関する知識について行う。

イ 狩猟に関する適性試験

ウ 視力、聴力及び運動能力について行う。

ウ 狩猟に関する技能試験

イ 狩猟免許の種類（網猟免許、わな猟免許、第一種銃猟免許、第二種銃猟免許）ごとに行う。

※ 試験の順序は、知識試験、適性試験、技能試験の順で行い、知識試験及び適性試験に合格した者のみに技能試験を実施する。

(2) 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の内容

ア 狩猟に関する適性検査

イ 視力、聴力及び運動能力について行う。

イ 狩猟に関する講習

ア 法及び法施行令、獣具、鳥獣並びに鳥獣の保護管理について行う。

3 試験等の日程及び場所

(1) 狩猟免許試験については、別表1のとおり

(2) 狩猟免許の有効期間の更新を受けようとする者の適性検査及び講習については、別表2のとおり

4 申請手続

(1) 申請書類の請求先

申請書類の請求先は、熊本県各地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課、熊本県環境生活部環境局自然保護課又は社団法人熊本県獣友会とする。

(2) 申請書類の提出先

ア 狩猟免許試験

(ア) 第1回から第4回までの狩猟免許試験についての提出先は、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

(イ) 第5回の狩猟免許試験についての提出先は、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習
原則として、申請者の住所地を所管する熊本県の地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課とし、申請者の住所地が熊本市の場合は熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

ただし、平成23年9月4日実施の狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習についての提出先は、熊本県環境生活部環境局自然保護課とする。

(3) 申請書類の受付期限

狩猟免許試験又は狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日の10日前までに必着のこと。

(4) 提出書類等

ア 狩猟免許試験

(ア) 狩猟免許申請書 1部

(イ) 写真（申請前6か月以内に撮影し、無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1部

(ウ) 1の(2)から(4)までに規定する事由に該当しない旨の医師の診断書1部（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、その許可証の写しを提出することにより、これに代えることができる。）

(エ) 80円郵便切手を貼り、自己の住所を記入した返信用の封筒 1部

イ 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査

狩猟免許有効期間更新申請書 1部

※その他狩猟免許試験の提出書類に同じ。

(5) 狩猟免許申請手数料及び狩猟免許有効期間更新申請手数料

熊本県手数料条例（平成12年熊本県条例第9号）の規定に基づく手数料として、次に掲げる金額の熊本県収入証紙を申請書に貼付し、納付すること。

ア 狩猟免許申請手数料 5,200円。ただし、既に網猟、わな猟、第1種銃猟又は第2種銃猟のいずれかの免許を取得し、その保有する免許以外の種類を受験する者にあっては、3,900円

イ 狩猟免許有効期間更新申請手数料 2,800円

5 試験等当日の携行品

(1) 受験票

(2) 筆記用具

6 その他

(1) 天災その他特別の事由により実施日時、場所等を変更することがある。

(2) 不明の点は、熊本県の地域振興局農林（水産）部林務（森林保全）課又は熊本県環境生活部環境局自然保護課に問い合わせること。

別表1 狩猟免許試験実施日程及び場所

区分	日 程	場 所
第1回試験	平成23年 7月 9日（土）	熊本県球磨総合庁舎大会議室
第2回試験	平成23年 7月30日（土）	熊本県庁本館地下大会議室
第3回試験	平成23年 8月 7日（日）	熊本県天草総合庁舎大会議室
第4回試験	平成23年 8月28日（日）	熊本県鹿本総合庁舎大会議室
第5回試験	平成23年12月17日（土）	熊本県庁本館地下大会議室

別表2 狩猟免許有効期間更新に関する適性検査及び講習の実施日程及び場所

日 程	場 所
平成23年 6月29日（木）	熊本県八代総合庁舎大会議室
平成23年 7月 2日（土）	熊本県天草総合庁舎大会議室
平成23年 7月 3日（日）	熊本県庁本館地下大会議室 熊本県球磨総合庁舎大会議室
平成23年 7月10日（日）	熊本県鹿本総合庁舎大会議室 熊本県芦北総合庁舎大会議室
平成23年 7月16日（土）	熊本県宇城総合庁舎大会議室 熊本県阿蘇総合庁舎大会議室 熊本県上益城総合庁舎大会議室
平成23年 7月23日（土）	熊本県庁本館地下大会議室 熊本県玉名総合庁舎大会議室
平成23年 7月24日（日）	熊本県菊池総合庁舎大会議室
平成23年 8月 6日（土）	熊本県天草総合庁舎大会議室

平成23年 9月 4日(日)

熊本県庁本館地下大会議室

熊本県公告第265号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告する。

平成23年5月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	有効期限
熊本県肥第1362号	炭酸カルシウム肥料	10.0炭酸苦土石灰	アルカリ分：55.0 可溶性苦土：10.0	その他の制限事項は、公定規格のとおり	有限会社坂本石灰工業所 熊本県玉名市下273-1	平成29年5月9日
熊本県肥第1422号	混合有机質肥料	NK-MX	窒素全量：3.0 りん酸全量：3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	エーザイ生科研株式会社 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	平成26年5月14日
熊本県肥第1423号	混合有机質肥料	NK-MNP	窒素全量：2.0 りん酸全量：4.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり	エーザイ生科研株式会社 熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	平成26年5月14日

熊本県公告第266号

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）第3条第3項の規定により熊本県持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を変更したので、同条第4項の規定により熊本県農林水産部生産局農業技術課及び各熊本県地域振興局（熊本市にあっては、熊本農政事務所）農業普及・振興課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成23年5月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

熊本県公告第267号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定により、次のとおり落札者等を公告する。

平成23年5月24日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 特定役務の名称及び数量
電算処理業務委託 36業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年3月18日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社 熊本計算センター
熊本市水前寺一丁目7番26号
- 5 契約金額
68,670,000円（うち消費税及び地方消費税の額3,270,000円）
- 6 契約の相手方を決定した手続

- 随意契約
 7 随意契約の理由
 特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第268号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則第11条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成23年5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 特定役務の名称及び数量
電子計算機組織及びプログラム・プロダクト一式の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成23年3月18日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
日本電子計算機株式会社
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 契約金額
131,678,058円（うち消費税及び地方消費税の額6,270,378円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第269号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成23年5月24日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市野々島字中野4393番381
395.53平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
熊本市榆木四丁目7番5号
田中 宏和

登載依頼**熊本県公立大学法人評価委員会公告第1号**

平成23年度第1回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。

平成23年5月24日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 崎元達郎

- 1 開催日時
平成23年6月1日（水）
午後1時30分から（2時間程度）
- 2 開催場所
熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
次期中期目標の策定について 等
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
 - (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
 - (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。
- 6 問い合わせ先

平成 23 年 5 月 24 日 火曜

熊 本 県 公 報

第 12012 号 6

熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県総務部文書私学局県政情報文書課（電話 096-333-2061）